

## 福島県原子力災害被災者・記録ノート（事業者版）について

### 目的

このノートは、既に配布されている「福島県原子力災害被災者・記録ノート」の事業者版として、会社や個人事業主などの事業者の方が今回の福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による損害の賠償を請求するのに必要なことを書き留めておくものとして作成されました。

### 損害賠償の考え方について

今回の原発事故によって受けた損害の賠償をする場合、大多数の方が「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）という法律を根拠とすることになります。

ところが、この原賠法によって賠償の請求ができる損害については、次のような条件を満たすことが必要だとされています。

- (1) 損害が、福島第一原発の原子炉等の破損等による放射性物質の放出という事故によって生じたもの（原賠法では「原子力損害」といっています。）でなければなりません（以下、本書では、この事故を「本件原発事故」といいます。）。したがって、放射性物質の放出によるものでない損害、例えば、発電能力が失われ、計画停電が行われたことが原因の場合は、原賠法による損害賠償の対象にはなりません（ただし、民法などに基づいて請求することは考えられます。）。
- (2) 損害が、本件原発事故と相当因果関係がある、つまり、大まかにいうと、「一般社会常識から見て、本件原発事故から生じたと考えられるもの」でなければなりません。ただし、それだけではあまりに漠然としていてわかりにくいので、2011年8月5日、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会により「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」といいます。）が取りまとめられました。ただし、皆さんが受けた損害について賠償請求ができるかどうかは、それぞれの事情によって異なりますので、注意が必要です。

### 損害の種類について

今回の原発事故によって、事業者の皆さんが賠償請求をすることとなると思われる損害は、中間指針によると、大きく次のとおり分類できます。

#### 1 営業損害

原発事故によって、皆さんが事業によって得るはずの収益が悪化した、というものです。さらに、次の面から考えることができます。

##### (1) 減収分（収入の減少）

これは、通常であれば（原発事故がなければ）あったはずの収入（売上等）が、本件原発事故のために減少した、というものです。これには、避難区域等の指定や出荷制限等が解除された後に生じた減収分も含まれます。

## (2) 追加的費用（余分な費用・経費の負担）

これは、通常であれば負担する必要がない費用（経費）を、本件原発事故があったために負担せざるを得なかった、というものです。これには、避難区域等の指定や出荷制限等が解除された後であっても、事業再開のために負担せざるを得なかった余分な費用も含まれます。

この(1)と(2)の合計が、営業損害ということになります。

## 2 検査費用（物）

本件原発事故以後、事業者の皆さんは、様々な場面で検査をせざるを得ない状況になっています。そこで、中間指針では、商品等に関する検査について、避難区域等にあった商品等に関するもの、政府、地方公共団体等の指示に基づいて行われたもの、風評被害により取引先の要求等により実施せざるを得なかったもの等については、その検査費用（付随費用を含む）は損害として認められる、としています。

## 3 財物損害

今回の原発事故による損害としては、前記の営業損害や検査費用に加え、皆さんが持っている財産（不動産、自動車、商品など）の価値（値段など）が減少する、ということも考えられます（以下「財物損害」といいます。）。

以上のとおり、中間指針では、事業者の皆さんが損害賠償として請求できるものとして、「1 営業損害」、「2 検査費用」、「3 財物損害」を挙げています。

しかしながら、中間指針に書かれていないものは賠償請求ができない、というわけではなく、本件原発事故と「相当因果関係」がある損害であれば賠償の請求ができるのです。

本書では、中間指針に沿って、賠償請求ができると思われる損害を記録していただくようになっています。しかしながら、それだけでなく、皆さんが「この損害は賠償請求できるのではないか」と考えられるものについても記録しておいていただき、弁護士に御相談ください。

## 会社・個人事業主の概要

ふりがな	
商号（会社名）	
本店所在地	
代表者の氏名	
創業年	
設立年月日	
業種	
資本金	
役員	
従業員数	
事業所（所在地）	
年商（年間売上）	
避難先	
現在の連絡先	

## 事故発生前後の状況

### 1 事業所，農地，山林，漁場等の状況

種別・所在地・権利関係	業務内容	政府等による指示，現状等
(例)本店・双葉町 所有	事務所，店舗，倉庫	避難区域，避難のため使用できない

### 2 従業員数など

事故前の人数など	事故後の人数，避難状況など

### 3 生産品等に対する出荷制限等の状況

品目	出荷制限の内容等
(例)	を原料とする加工品のため， 月 日に出荷停止指示。

### 4 主な資産（土地，建物，自動車など）の状況

種別・所在地	用途	事故後の状況
(例)トラック・双葉町	運搬用	避難区域の本社に置いたまま


5 主な取引先や顧客の状況

名称・場所	取扱商品，取引規模等	事故後の状況，取引規模等
(例) 製作所(株)・大熊町	ネジ等を年間約300万円分購入。	避難区域にあるため操業停止，供給なし。

6 その他，関係事項

年月日	内容
(例) 平成22年10月	商品の受注が増加したため， 町に工場を購入し，今年2月から2割増産を開始した。

## 損害の概要

<b>1 営業損害</b> 避難区域等，出荷制限等，風評被害，間接被害等により，収益が悪化	
<b>(1) 減収分（収入の減少）</b>	
資料 の例	事故前の確定申告書，決算書 事故前の預金通帳，注文書，納品書，請求書，領収書等 事故前，事故後に，取引先から受信した F A X ，メール，日誌等
<b>(2) 追加的費用（余分な費用・経費の負担）</b>	
資料 の例	廃棄費用の請求書，領収証 移転のための運送料（ガソリン代，駐車場代等を含む）の請求書， 領収書，仮設店舗の賃貸借契約書，礼金・家賃の領収書 店舗内装費用等の請求書，領収書等 倉庫料等の請求書，領収書等 事業再開のための機械，什器備品等の運送費用の請求書，領収書 事業再開のための機械等のメンテナンス費用，事務所の清掃費用の 請求書，領収書
<b>2 検査費用（物）</b> 避難区域等の指定，出荷制限等，風評被害等のため，商品等に行った検査費用 を負担	
資料 の例	検査料の請求書，領収書 取引先等からの検査要求 F A X ，メール等
<b>3 財物損害</b> 避難区域等の指定等のため，不動産，機械等の財産の価値が減少又はこれを防 止するために追加的費用を負担	
資料 の例	機械等の領収書，説明書 事故前のメンテナンス料等の領収書等 固定資産税等の納税通知書 自動車等の除染費用等の請求書，領収書

# 1 営業損害 (1)減収分

「減収分」とは、通常であればあったはずの収入（売上等）が、原発事故のために得られなくなった、というものです。

原発事故のため、というのは、事業所等が避難区域にある（避難区域等）、生産品等が出荷制限を受けた（出荷制限等）、風評被害、間接被害、等という形で現れます。これには、避難区域等の指定や出荷制限等が解除された後に生じた減収分も含まれます。

（例）

事業所が避難区域内にあるので、使用できなくなった（避難区域等）。

栽培していた（農産物）が出荷停止となった（出荷制限等）。

出荷停止になっていない地区で生産されたを原材料とする商品を通信販売しているが、原材料が福島県内で生産された、というだけで売れなくなってしまった（風評被害）。

避難区域等の指定区域から遠く離れているのに、客が来なくなった（風評被害）。

避難区域内の販売先が避難したため、注文が減少した（間接被害）。

避難区域内の原材料の調達先が避難したため、商品を生産できない（間接被害）。

（記載例）

項目・年月日	被害額	内容	証拠資料
/x ~ /x	120万円	事故直後、得意先の から注文のキャンセルがあった。事故がなければ4か月で240万円の売上が予想されたが、材料費、光熱費などの変動費の比率が50%であるため、その予測金額120万円を引いた金額。	事故前の確定申告書、決算書、伝票、帳簿、日誌等



## 1 営業損害 (2)追加的費用

「追加的費用」とは、通常ならば負担する必要がないのに、本件原発事故があったため、事業に支障が生じ、あるいは、生じるのを防ぐために、負担せざるを得なかった費用で、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等が考えられます。

これも、避難区域等、出荷制限等、風評被害、間接被害等、様々な形で生じます。また、避難区域等の指定や出荷制限等が解除された後に事業の再開のために負担した余分な費用も含まれます。

(例)

避難区域にある本店を仮店舗等に移転するため、椅子、机、パソコン、機械等の運搬費用（ガソリン代、駐車場代等を含む。）を支出した（避難区域等）。

仮店舗等を賃借するために礼金、仲介手数料、家賃等を支出した（避難区域等）。

避難区域にある自社工場で商品を製造できなくなったため外注し、余分な経費がかかった（避難区域等）。

避難区域の倉庫の商品や備品等を廃棄する費用を支出した（避難区域等）。

通常の仕入先の原材料の農産物等が出荷停止になったため他から調達し、余分な費用を支出した（間接被害）。

避難区域の指定が解除されたため、仮店舗から元の店舗等に戻るための椅子、机、パソコン、機械等の運搬費用（運送業者への料金、ガソリン代、駐車場代等）がかかった（避難区域等）。

出荷制限を受けていた商品の販売を再開する旨を顧客に通知するための費用がかかった（出荷制限等）。

(記載例)

項目・年月日	被害額	内容	証拠資料
/	15万円	栽培していた野菜が出荷停止になったため、その廃棄費用として15万円を支出した。	領収証
/ ~ /	60万円	避難区域内の自社所有店舗で営業ができなくなったため、市に仮店舗を賃借して開設した。その際、礼金として15万円、5月から7月までの家賃合計45万円を支出した。	賃貸借契約書、 領収証



## 2 検査費用

「検査費用」とは、通常であれば行う必要のない検査を、原発事故があったために実施しなければならなくなり、そのために負担した費用のことです。

これについても、避難区域等にあった商品等に関するもの（避難区域等）、政府、地方公共団体等の指示に基づいて行われたもの（出荷制限等）、風評被害により取引先の要求等により実施せざるを得なかったもの（風評被害）が考えられます。

（例）

避難区域内の倉庫に保管していた食品の原料を仮倉庫に移動した際、検査を行った（避難区域等）。

政府の指示に基づいて、保管していた農産品の検査を行った（出荷制限等）。

放射線とは無縁の商品であるにもかかわらず、取引先の要望により、出荷する商品について放射線の検査を実施した（風評被害）。

（記載例）

項目・年月日	被害額	内容	証拠資料
/	30万円	避難区域内にあった倉庫の食料品を仮店舗に移動した際、放射性物質の検査を行った。	請求書，領収書



### 3 財物損害

原発事故による損害としては、持っている事業用財産（不動産、自動車など）の価値（値段など）の減少、あるいは、その減少を防ぐための費用の負担、といったものが、様々な場面で生じます（ただし、営業損害で原価として評価している場合には、損害として計算しないこともあります。）。

中間指針では、避難区域等にあるために、管理ができなくなった、放射性物質に曝露したために価値が下がった、除染費用、廃棄費用を負担した、という場面（避難区域等）を挙げています。

しかしながら、風評被害や間接被害によっても財産価値が下がることも考えられますので、そのようなことがあれば、記録しておくのが望ましいでしょう。

（例）

避難区域内の工場に定期的にメンテナンスを必要とする機械が置いたままになっているが、メンテナンスが不可能となったため、壊れてしまった（避難地域等）。

避難区域内の工場にあった機械を仮工場に運ぶために運搬料を支出した（避難地域等）。

原発事故前に、避難区域内にあった会社に販売した商品の売掛金が、避難により倒産してしまっただけに回収できなくなった（間接被害）。

（記載例）

項目・年月日	被害額	内容	証拠資料
/	150万円 （推定）	1か月に2回メンテナンスをする必要がある印刷機が壊れて動かなくなった。	事故前のメンテナンス報告書， 台帳



## 日々の記録表

### 記載例

年月日	出来事	対応状況	費用等
/ ×	避難指示	事務所で後片付けをしていたところ、避難指示が出たので、従業員とともに、身の回りのものだけを持って、取りあえず、町に避難。	
/		従業員5人のうち、3人から、県外に避難する、との連絡あり。	
× / × ×		町に仮設店舗を賃借した。礼金15万円、家賃月15万円。	30万円
/	A町産の農産物Yが出荷停止。	当社商品Xは原材料として福島県B市産のYを使っている。ところが、得意先Dから、福島県産のYを使っている商品を購入することはできない、と言われたため、他県のYを調達せざるを得なくなった。そのため、材料費等が2割ほど増大する見込み。	

## 日々の記録表

年月日	出来事	対応状況	費用等

年月日	出来事	対応状況	費用等